

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

1 請求人は、平成〇年〇月、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、住宅販売等の事務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日頃から、会社のほかに、関連会社であるC会社が運営するD所在のE店（以下「本件店舗」という。）においても、業務支援のため就労していた。

2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、本件店舗に入店するなり同僚から暴言を吐かれ、事務いすをぶつけられたため負傷した（以下「本件暴行」という。）という。

請求人は、同月〇日、F病院を受診し、「左下肢打撲症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

3 本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 決定書理由に説示する「判断の要件」のとおり、業務に従事している場合において被った負傷であって、他人の故意に基づく暴行によるものについては、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因するものと推定される。したがって、本件においては、請求人を負傷に至らしめた加害者の本件暴行が、私的怨恨等によるものに該当するか否かが問題となる。

(2) そこで、本件暴行について、以下、検討する。

ア 事実経過について

(ア) 請求人は、会社の従業員であり、その関連会社のC会社の従業員であるGが勤務する本件店舗に平成〇年〇月〇日頃から業務支援に赴くようになり、本件店舗でGと2人で業務を行っていた。両者の関係は同僚であり、指揮命令関係にはなかった。

(イ) 請求人とGは、平成〇年〇月頃から、互いに業務における相手の態度に不満を持っていたのみならず、以下のように、業務の範疇を超えて互いに私的な嫌悪の感情を抱くようになり、非常に険悪な仲となっていた。

すなわち、請求人は、Gのことにつき、「いつも暴言を吐かれていた気がする。Gはすごく難しい人。Gから、業務中に言いがかりをつけられたり、暴言を浴びせられることが毎度のように行われていた。仕事や仕事時の連

絡がスムーズにできたことがなかった。Gは請求人のことを不都合な人と思っていたようだ。」と述べており、Gも、請求人のことにつき、「感情の起伏が激しく、こちらが機嫌を意識して仕事しないといけない人。店に来た時よりだんだん態度が悪くなってきた。自分の朝のあいさつを平気で無視する。請求人が出かけるときに聞いても、黙って外出したりするので、チームとしてのコミュニケーションが取れない大変な人です。」などと述べている。

そして、Gは、H社長に、その旨を記載したメールを送信して相談していたが、適切な対処がされなかったため、不満が蓄積していたとし、また、H社長も、「請求人とGはうまくいっていなかった」と感じていたと述べていることが認められる。

(ウ) Gは、同人が対応し新規契約にこぎ着けられる状況になっていた顧客のIについて、平成〇年〇月〇日、請求人の帰り際に、請求人から「明日Iさんが来ますから、社長と頑張ってくださいね」と翌日にIの来店があること及びH社長が来ることを告げられた（以下「本件発言」という。）。社長が来ることを不思議に思ったGは、H社長に連絡を取ると、Iとの面談は同社長が対応することになっており、Gはその対応をする必要がない状態であることを知ったと述べている。

請求人の本件発言は、請求人がGの上司ではなく業務指示を出す権限も有しないことに鑑みると、Gにとっては、「請求人が、Gをその契約交渉から外して、出し抜き、Iとの新規契約を締結しようとしている、ひいては、Iとの新規契約を成立させた場合にGの実績にならないように画策している。」と受け取ったとしても、格別不自然とはいえないような内容のものであったということができ、Gの申述とも整合する。

そのため、Gは、請求人がGに相談なくIとH社長との面談を設定したことに、大変立腹したものと推認される。

(エ) Gは、その後、自分をないがしろにする請求人の言動に対し非常に立腹し続けたままであり、Gの怒りは治まることなく、時間の経過とともに一層増幅されたとみるのが相当である。

(オ) Gは、その翌日の同年〇月〇日、本件店舗において、午前〇時〇分頃、請

求人が出社するや否や直ちに、大きな声で怒鳴りつけながら激高し、「なぜ自分を出し抜いてIとの契約を締結しようとするのか。Iは自分が接客してきた顧客であることをなぜ社長に言わなかったのか。」などと改めて厳しく問いただしたが、請求人はこれを無視し全く無言で説明しようとはしなかったと述べている。

前日の請求人の本件発言は、その内容の重大さに鑑みれば、合理的な理由の説明がない限り、Gから厳しい詰問や反発が十分に予想される内容と性質のものであったにもかかわらず、請求人はGに対し無言で全くこれを説明しようとはしなかったため、Gは、無視されたと考え、前日から抱いていた鬱憤が一層高まり、怒りにまかせて、本件暴行に及んでしまったものと認められる。

(カ) 一方、本件暴行の当日、請求人は、Gの暴言が始まっても店舗から逃げ出すことをせずに、従前からGにひどい暴言を浴びせられていることや当日のすさまじい暴言の状況をH社長に報告しようと、冷静にスマートフォンを操作し録音を開始した。請求人のこのような冷静沈着な対応は、日頃から非常に険悪な仲となっているGからいつ何どき受けるかもしれない暴言や暴行に備えた用意周到な防衛措置であったといえることができる。

イ 本件傷病の業務起因性について

上記のとおり、請求人とGは、本件暴行の○か月以上前から業務の範疇を超えて互いに私的な嫌悪の感情を抱く非常に険悪な仲となっていたとの事実からみて、すでに私怨に転化していたといえるものであり、また、請求人が、本件暴行の前日、Gに対して同人がようやく成約にこぎ着けられる状況にしたIとの新規契約から外されると推認し得るような不用意な本件発言をしたこと、同発言について、Gを完全に無視してその趣旨や真意を全く説明しようとしなかったこと、さらには、上記のとおり、周到な防衛措置を講じていたことなどの事実関係に鑑みると、本件暴行は、請求人の言動が誘起させた自招行為に基づくものであったとみることもできる。

したがって、本件傷病については、業務との間に相当因果関係が認められず、業務上の事由によるものということとはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。